

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(彦根市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地					設定する権利							
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	農事組合法人 にれ	滋賀県彦根市	彦根市	千尋町		106	田	1,176	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	2,700円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	たぐち農産 株式会社	滋賀県彦根市	彦根市	本庄町		1377	田	276	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	6,840円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	辻 清和	滋賀県彦根市	彦根市	稲部町		601	田	1,065	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	3,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	辻 清和	滋賀県彦根市	彦根市	稲部町		611	田	628	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	2,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	辻 清和	滋賀県彦根市	彦根市	稲部町		611-1	田	501	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	2,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	辻 清和	滋賀県彦根市	彦根市	彦富町		1471	田	1,110	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	2,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	辻 清和	滋賀県彦根市	彦根市	彦富町		1876	田	1,308	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	8,200円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	極楽寺町		153-1	田	863	使用貸借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	-	-
9	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	極楽寺町		380-1	田	1,085	使用貸借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	-	-
10	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	極楽寺町		382	田	595	使用貸借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	-	-
11	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	極楽寺町		558	田	1,712	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	極楽寺町		666	田	1,217	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	極楽寺町		683	田	197	使用貸借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	-	-
14	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	極楽寺町		694	田	1,917	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	極楽寺町		695	田	1,619	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	極楽寺町		696	田	1,492	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	極楽寺町		697	田	1,958	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	森堂町		138-1	田	1,258	使用貸借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	-	-
19	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	森堂町		139-1	田	1,300	使用貸借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	-	-
20	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	森堂町		224	田	459	使用貸借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	-	-
21	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	川瀬馬場町		1445	田	1,343	使用貸借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	-	-
22	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	川瀬馬場町		1453	田	1,600	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
23	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	川瀬馬場町		1454	田	1,013	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
24	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		335	田	1,747	使用貸借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	-	-
25	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		338	田	1,815	使用貸借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	-	-
26	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		345	田	2,194	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
27	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		353	田	1,615	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
28	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		364	田	4,507	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地					設定する権利							
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
29	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		385	田	1,200	賃借権	水田	R6.11.1	R11.10.31	5年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
30	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		413	田	3,122	賃借権	水田	R6.11.1	R11.10.31	5年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
31	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		415	田	2,637	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
32	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		424	田	3,966	賃借権	水田	R6.11.1	R8.10.31	2年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
33	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		428	田	1,208	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
34	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		429	田	1,980	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
35	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		430	田	1,237	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
36	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	辻堂町		431	田	3,025	賃借権	水田	R6.11.1	R11.10.31	5年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
37	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	堀町		491	田	731	使用貸借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	-	-
38	小島 利治	滋賀県犬上郡甲良町	彦根市	堀町		492	田	800	使用貸借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	-	-
39	株式会社 つきだ農産	滋賀県彦根市	彦根市	出路町		214-1	田	682	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	2,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
40	栗田 隆	滋賀県彦根市	彦根市	下岡部町		107	田	3,680	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	8,200円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
41	株式会社 JA東びわこ アグリサービス	滋賀県彦根市	彦根市	日夏町		5315	田	1,235	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	3,420円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき